



平成27年8月24日

各位

会社名 株式会社イトーキ  
代表者名 代表取締役社長 平井 嘉朗  
(コード番号 7972 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 鷺見 三郎  
(TEL. 03-5543-1711)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成27年8月24日開催の取締役会において、以下のとおり会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,500,000株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株を除く)に対する割合 4.96%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 21億円(上限)  |
| (4) 取得期間       | 平成27年8月25日～平成27年11月30日                          |

以上

(ご参考) 平成27年7月31日時点の自己株式の保有  
発行済株式総数(自己株式を除く) 50,378,334株  
自己株式数 1,765,614株